

愛知県いじめ問題調査委員会調査報告書の概要（2015年公表）

事案1

平成26年9月、県内の私立高校3年生（当時）の生徒間で、その所属する部活動の部室において、トラブルが発生した。このトラブルにより、生徒が怪我をし、骨折の診断書が提出された。

○検証結果のポイント

（1）学校調査のプロセス・方法について

① 組織的対応

平成26年9月26日に部室でのトラブルが発生した後、被害生徒は9月30日に1年時からのいじめを学校に訴えており、学校はその時点でいじめを想定して、速やかに組織的対応を決定すべきだったが、そうした対応がなされなかった。

② いじめの捉え方

学校は、9月26日の事件をケンカと捉え、ケンカといじめを直接的に関連付けることをしていない。日常的ないじめの延長に事件が発生した可能性を念頭に置き、一連のいじめを想定して対応することを検討すべきであったが、そうした対応がなされなかった。

③ 組織の役割

学校はいじめ防止基本方針に、いじめ防止等のための組織は定められているものの、最も重要となる初動時の指揮をとる組織やその役割が明確にされていなかった。

④ 事実認定の方法

9月26日の事件についての当事者の証言は一致していないが、学校は本人たちの言い分をそのまま認めるとして、周囲の目撃情報等を重要視していない。第三者を加えることによって、学校としての事実認定をしっかりと行うべきであったが、なされなかった。

⑤ 調査の手法

被害生徒が、いじめは部活動だけではなくクラスでもあると申し立てたが、学校は、クラス生徒へのアンケートの後に聴取の調査を実施せず、また、部活動部員についても、アンケートの結果を聴取で確認することをしておらず、調査が十分ではなかった。

⑥ 情報提供等

被害生徒側へ学校としてどのような調査を行うかなどを事前に情報提供すること、加害生徒側にも適切に情報提供することについて、十分に配慮すべきであったが、なされなかった。

（2）学校調査の分析について

① 分析の前提

（1）④のとおり、学校としての事実認定を十分に行っていないため、客観的な整理、分析等の作業を的確に行うことができなかった。

② 分析の観点

被害生徒の部室の机がボロボロにされているという誰の目にも見える事実があったのに、学校がなぜいじめに気付くことができなかったのか、ということについての分析はなく、学校は部活動顧問の指導力不足に言及するに留まっており、第三者を加えた分析が必要であった。

③ 原因の記載

学校の報告書において、被害生徒や加害生徒の人格や言動にも原因があるとの記載をしているが、こうした考え方は厳に慎むべきものである。なぜ、いじめに気付くことができなかったのか、という観点から原因の分析を行うことが重要であった。

（3）学校における再発防止等のための取組みについて

① 再発防止策を検討する組織

再発防止策の検討に、いじめに詳しい第三者の意見を取り入れること、組織を機能させるための構成員の見直し、マニュアル作成等を検討する必要がある。

② アンケート

アンケートは、早期発見のために学期毎など複数回実施することが望ましい。また、アンケートにより得られた情報に学校がどのように対応したかを、生徒にフィードバックすることが重要である。

③ 教員・生徒に対する研修

教員研修の一層の充実が望まれると同時に、生徒がいじめ防止について学ぶ研修等も非常に効果的である。

④ 事案発生後の取組

いじめを訴えた後、被害生徒が孤立し、被害生徒に寄り添い支える体制をとれなかったことについて、検証する必要がある。

再発防止に向けての提言

1 組織のあり方

学校はいじめ防止基本方針において、初動時の指揮をとる組織を明確に示し、それを教職員、児童生徒、保護者にも周知しておくこと。組織の構成についても、いじめ問題に見識のある第三者の関与を求めるべきである。

2 適切な情報提供

被害児童生徒及び保護者に対し、調査組織の委員構成、調査方針の事前説明等を丁寧に行うとともに、加害児童生徒及び保護者に対しても、調査結果及びその結果に至る調査内容を丁寧に説明すべきである。

3 いじめ防止等の取組

いじめ防止に関する研修を、教職員だけではなく児童生徒も対象として定期的に行うと同時に、定期的なアンケート調査の実施等により、いじめの実態把握に取り組むこと、また、いじめの相談窓口について広く周知し、児童生徒が日頃らいじめを相談しやすい雰囲気をつくる必要がある。